



受命裁判官認印

和解調書

事件の表示 令和7年（行コ）第173号
令和7年（行コ）第281号
期 日 令和8年3月23日午前11時00分
場 所 等 東京高等裁判所第2民事部和解室
(ウェブ会議の方法による)

受命裁判官 山 口 和 宏
裁判所書記官 居 関 雅 昭
出頭した当事者等 控訴人（附帯被控訴人）代理人

同

同指定代理人

同

同

被控訴人（附帯控訴人） 飯島章太

同代理人 船澤弘行、足立啓輔

同 土居太郎、広松大輝

同 佐々木喬弘、笠原菜摘

同 米山和希、長 利文

同 徳田裕哉

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

千葉市中央区市場町1番1号

控訴人（附帯被控訴人）

千 葉 県
(以下「控訴人」という。)

同 代 表 者 知 事

熊 谷 俊 人

同訴訟代理人弁護士

同

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

被控訴人（附帯控訴人）

飯 島 章 太
(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

船 澤 弘 行

同

足 立 啓 輔

同

土 居 太 郎

同

広 松 大 輝

同

佐々木 喬 弘

同

笠 原 菜 摘

同

米 山 和 希

同

高 城 尚 暉

同

小 川 夏 凜

同

長 利 文

同

徳 田 裕 哉

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（千葉地方裁判所令和4年（行ウ）第36号）記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 居 関 雅 昭



(別 紙)

和 解 条 項

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件に係る解決金として50万円の支払義務があることを認め、同金員を、本和解成立後1か月以内に、被控訴人の指定する口座
に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- 2 控訴人は、児童相談所職員が専門職としての役割を全うし、保護された児童の権利と尊厳を守るため、職員の労働環境の改善に努める。
- 3 控訴人は「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月7日条例第1号）」（以下「一時保護施設運営条例」という。）第18条に基づき、「一時保護ガイドラインの一部改正について（令和7年10月17日こ支虐第395号）」による改正後の一時保護ガイドライン（以下「一時保護ガイドライン」という。）「Ⅱ 一時保護の目的と性格」の「4 一時保護の環境及び体制整備等」に挙げられた研修を、一時保護施設の職員に実施する。
- 4 控訴人は、前項に掲げた一時保護ガイドラインの当該箇所の趣旨を踏まえ、一時保護施設運営条例19条及び20条に基づき、適切な職員配置の実現に努める。
- 5 控訴人は、控訴人が管轄する児童相談所の全職員について休憩時間（いわゆる仮眠時間を含む。以下同じ。）の実態の把握に努め、児童相談所職員の休憩時間が業務から完全に解放された状態として確保されるよう、勤務体制の見直し、代替人員の配置、休憩場所の整備等、必要な措置を講じることに努める。
- 6 控訴人は、前項の休憩時間の実態の把握の結果、未払賃金の存在が判明した場合には、対象職員に対し、速やかに未払賃金を支払う。
- 7 被控訴人はその余の請求を放棄する。

8 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

令和8年3月24日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 居 関 雅 昭

